

大垣警察市民監視違憲訴訟 公安警察は逃げないで！

【大垣警察市民監視事件とは】 岐阜県大垣市に建設予定の風力発電施設建設をめぐって、勉強会を開くなどした地元住民らの個人情報、大垣警察署警備課（公安）が事業者であるシーテック社に情報提供していました（2014年7月24日付朝日新聞）。シーテック社作成の「議事録」によれば、警察側は「大々的な市民運動へと展開すると…中略…大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします」などと述べています。

個人名を出された4名が原告となって、2016年12月に岐阜県（岐阜県警）を被告に国家賠償請求訴訟を、2018年1月に岐阜県（岐阜県警）と国（警察庁）を被告に個人情報抹消請求訴訟を、岐阜地方裁判所に提起しました。

今日5月31日には、被告側である公安警察官3名の証人の出廷が予定されていました。

被告は、事実の認否を一切しませんでした。適法だというなら、「事実」をはっきりさせて、どのように法に合っているのか、しっかり説明するべきです。

当初は、裁判所も公安警察官の証人尋問に乗り気で、被告も出頭させる、というような姿勢でした。民事訴訟法191条では、公務員（元公務員を含む）には、「職務上の秘密」に関して上級官庁が不承認とすれば、証言拒否ができるとされています。逆にいえば「承認」の範囲内の証言はするという事です。公安警察官3名については、「管轄」「経歴」のみ承認し、その他は不承認、というのが上級官庁（岐阜県警）の回答でした。3月末には、承認の範囲で、ということで被告県も「出廷させます」という方向でした。ところが4月になって態度を急変させ、「管轄」「経歴」だけなら証人として出廷するまでもない、証人の不採用を、と言い出しました。結局、裁判所は被告県の意見を採用入れて、「証人不採用」という決定をしました（5月17日）。

今国会では、政府・与党は、市民監視を強化する法律を次々と出し、強行成立を図ってきました。新型コロナ対策にはまともな手を打たず（打てず）、多くの人が困難と不安を抱えて苦しんでいるさなかに「火事場泥棒」のごとく「戦前」の悪法を通そうとしているのです。

こういうときだからこそ、私たちは大垣警察市民監視違憲訴訟のことを伝え、市民監視の悪法にNO！の声を上げよう、と皆さまに訴えます。

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

連絡先:ぎふコラボ西濃法律事務所 0584-81-5105、090-6761-3952(小倉)



<次回口頭弁論予定>

6月21日(月) 原告4名:10時半開廷(午後いっぱい)

※ 傍聴抽選整理券の発行時刻、報告集会の予定などの詳細は、決まり次第、上記HPでお知らせします。